

3. 省エネ化設備導入補助金

(皆野町中小企業省エネルギー化設備導入補助金)

- エネルギー価格の変動に対応できるよう、町内の中小企業者等（法人・個人事業主）が省エネ改善効果の見込まれる機器を導入することを支援する補助金です。
- 町内の店舗など事業所の設備入れ替えにかかる経費が対象です。

○対象者 次の条件をすべて満たす方

- ・皆野町内に店舗、工場、営業所が所在している中小企業者、社会福祉法人、医療法人、NPO 法人
- ・町税を滞納していないこと

○対象経費

省エネ機器の購入にかかる費用（購入費、据付工事費）及び機器の更新を行う場合の既存機器の撤去にかかる費用を対象経費とします。

なお、対象機器については、以下の要件を満たすものとします。

- ・省エネ機器は、エアコン、LED 照明機器、冷凍・冷蔵庫、温水機器、エコキュート、LED 電球、ショーケース、複写機、複合機、プリンター、ガス調理器具とします。
- ・購入機器は、トップランナー基準を満たす（最新の目標年度に対する省エネ基準達成率 100%以上（省エネ性マークが緑色））機器（※）とします。
- ・中古品は対象外とします。
- ・対象経費の総額が 5 万円（税抜）以上のもの。

※各省エネ機器に係る「省エネ性能」については、「省エネ型製品情報サイト」

<https://seihinjyoho.go.jp>にて確認できます。

※このサイトに掲載されていない機器であっても、対象機器の省エネ効果について、メーカー又は販売店の証明により省エネ性能を満たしていることが確認できる場合は対象とします。

○補助金額 対象経費の 1/3（補助上限額 **20 万円**）

○申請期限 令和 7 年 2 月 28 日（金）まで

○申請方法

皆野町 HP で配布している申請書を記入の上、必要書類を揃えて商工会までご提出ください。

問い合わせ : 皆野町商工会 62-1311
産業観光課 62-1462

みなのお企業支援かわら版は、事業者の皆様に役立つ情報を簡潔にまとめたものです。

表現の都合上、実際の内容と異なる場合がありますので予めご了承ください。2024/8/1

